

令和3年度 事業報告

令和3年度の事業運営につきましては、基本理念及び理事長の基本方針、園長の重点目標並びに各部門の事業計画に基づき事業を実施しました。事業活動の主な成果及び内容と概要を報告します。

本年度は、アルテンハイム鶴宮園創立30周年記念の年度として、30周年の冠事業を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者家族への面会制限及び職員の行動自粛など、家族を交えた園内の諸行事並びに招待者を交えた地域貢献活動は全て中止せざるを得ない状況でありました。

経営収支面では、稼働率の目標達成及び経費節減努力による経営の安定を目指して令和3年4月1日より特養定員増加認可決定に基づき、定員50人から59人に変更し運営を行いました。4～6月まで特養の定員増に対する移行期間は3か月間の時間を要し、その間短期入所の枠配分で空床を埋めながら対応しました。年明けから退所者の増による空床の増、グループホームの退所者の増、並びに通所介護の利用者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出て6日間の休業を余儀なくされ、感染症対策の影響もあり利用者の大幅な減少が顕著でありました。

介護人材の確保では、職員の働き方改革による有給休暇の取得向上、昨年度から開始された介護職員特定処遇改善にも引き続き取り組みました。また、令和4年2月より「介護職員処遇改善支援事業」にも取り組み賃金改善の措置を実施しました。ハローワークや新聞折り込みで求人を行っても応募が無く年々厳しい状況になっています。

介護記録システム更新に係るデータ移行作業を慎重に行い、記録等の移行手続きと並行し請求事務も職員の努力により円滑に作業を進めてまいりました。

施設・設備の更新では、当初予定していた特養浴室改修工事を実施する計画でしたが、グループホーム外壁からの雨漏り等で建物内部の腐食が顕著であったため、急遽グループホーム外壁改修工事に変更して実施しました。また、30年を経過した浄化槽を国の補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）を活用し、既設浄化槽の機械設備等の改修工事を行いました。

令和2年3月策定した「法人の基本姿勢（行動指針）」中・長期計画については、各事業所の責任者と協議し、事業実績を行動指針から抜粋して評価・検討しました。①サービスを大切にす る ②職員を大切にす る ③高度な経営資源の創造とマネジメントの3章の中で、8項目を抽出し協議を行いました。今後の経営方針・マネジメント（P・D・C・A）について各部署の責任者と共にサービスの質向上及び経営の安定を図る努力・実践をしており、課題解決に成果が一定程度表れました。

事業計画に基づき実施した概要については、次のとおりです。

1. 利用者へのサービスの質向上

利用者の日常の介護サービスについて、「明るい笑顔を大切にします」「自分らしい生活を支えます」という基本理念の下、人間としての尊厳を守り、QOLを高めるため動作や表情を掘り起し、多様な視点から介護の方法を追求・検討し、利用者のADLとニーズに応じた介護をめざし、引き続き4項目の施策に取り組みました。

(1) 個別ケア活動の定着化

ア) 事業計画の着実な実行のため、個人目標の実行状況と反省をもとに、部門責任者が職員個々と面談のうえ新年度の個人目標を設定し、「実践的スキルの向上」「プラスワン活動」を継続し個別ケアの向上に努めました。

イ) 「パーソン・センタード・ケア」の「人間の尊厳」を基底として、それを実践するケアを理解するため、「認知症ケアマッピング(DCM)研修基礎コース」への職員派遣研修を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりました。そのため、園内で可能な研修を実施しましたが思うような実施回数に達成出来ませんでした。

ウ) 「ユマニチュード」手法を日々介護業務の中で継続的に実施しましたが、短時間で定期的に行える工夫が必要でした。

エ) 常に利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するため、法律や規程、倫理など社会的ルールを守るとともに、家族や利用者の声を聞きながら日々の業務を振り返りケアの向上を図りました。

(2) 科学的介護の着実な推進

ア) これまで取り組んでいる五つの重点課題 ①快適な排泄ケア ②口腔機能の向上 ③認知症の症状に見合った介護の追求 ④機能訓練の充実 ⑤看取り介護の充実について多職種と連携し、一つひとつの事例を積み重ね検証を行い、介護技術の向上に努めました。それぞれの推進状況は、以下のとおりです。

イ) 一人ひとりの利用者の状況に応じた快適な排泄ケア

排泄委員会におきまして、特養入所者の「快適な排泄ケア」(全員トイレ・ポータブルトイレでの排便)をめざして活動していますが、定時やその方に応じた随時のトイレ誘導、食物繊維提供量の調整、適度な水分摂取量の確認及び飲料水の改善・工夫(水溶性食物繊維使用や水分ゼリー、オリゴ糖の使用等)を行い排便サポート(スムーズな排便)に取り組みました。

入所者の身体的レベルの重度化は、令和4年3月末現在の介護度4.01(昨年3月末4.26) トイレ・ポータブルトイレで排泄できる入所者は22名37.9%、トイレ

レ・ポータブルトイレで排便できない日中おむつ使用入所者は、36名となりました。また、下剤使用なしの入所者は0名となり、随時のみが2名となりました。

ウ) 口腔機能の向上及び食事サービスの更なる向上

- ① 特養入所者の口腔ケアは歯科医・歯科衛生士等の指導により、関係部門と連携の下、個人毎の栄養及び口腔ケアプランに基づき、昨年度と同様利用者の食札の裏面や洗面所等に気づきメモを掲示する等、職員が個人毎の介助方法を確認し、口腔内清拭・口腔マッサージ・嚥下体操等に取り組みました。

現在（令和4年3月末）、経管栄養の9名以外は全員経口により食事摂取をされていますが、自力で食事をされる方（見守り・セッティング・服薬介助等は必要）は18名、一部介助の方は19名、全介助の方は12名です。

食事介助には特に細心の注意を払いながら、笑顔で美味しい食事を楽しんでいただけるよう、誠心誠意努力しております。

- ② また、特養入所者一人ひとりの状態観察等に基づき、食事形態の変更や義歯の調整は、ご本人の状態に合わせ随時行いました。

食事形態については特養5種類、普通食11名、きざみ食12名、なめらか食26名、流動食2名、経管栄養食8名です。ショートステイは4種類、普通食13名、きざみ食5名、なめらか食1名です。デイサービスは2種類、普通食88名、きざみ食9名となりました。利用者ごとの状況変化に応じて、弾力的に対応しております。

- ③ 更に、見た目は普通の食事と変わらず、やわらかくて口の中でまとまりやすくスムーズに飲み込むことができ、そしておいしい「黒田式高齢者ソフト食」の提供を昨年に引き続き行いました。

また、「お粥ゼリー」の提供を週1回から徐々に増やし、離水しやすい全粥から改善を図りました。

- ④ 日本摂食嚥下リハビリテーション嚥下調整食学会分類2021（とろみ）については三段階（うすい・中間・濃い）を個人毎の食札の裏に示し、利用者一人ひとりに適したとろみで提供することができました。

- ⑤ スチームコンベクション・真空包装機をフル活用し行事食の提供や災害時や新型コロナウイルスの発生時を想定した非常食（1週間分）の備蓄を行いました。

エ) 認知症の様々な症状に見合った介護の追求

- ① 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる認知症の利用者は多く、令和4年3月末現在の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者は特養43名74.1%、グループホーム10名56%、ショートステ

イ 9名 39.1%、デイサービス（要介護） 13名 13.4%となっています。
特に、見守り等において留意しながら介護に努めています。

- ② 嘱託医や医療機関等との密接な連携の下で、疾患別の周辺症状（行動と心理症状）の把握とそのアセスメントを行い、色々な手法（ユマニチュードの手法・音楽療法・回想療法等）を活用して、その症状の緩和の技法を一つひとつ活用しながら、介護のあり方を追求する努力をしました。

オ) 機能訓練の充実

① 特養入所者

利用者ごとの個別機能訓練計画書に基づき、残存機能の維持向上のために日々の生活の中で理学療法士と連携を図りながら立位保持、座位保持、口腔体操を強化し、一人ひとりに適した機能訓練を実施しました。また、上下肢の拘縮している利用者が増加しているためマッサージ・関節の屈伸運動を行いました。併せて、同一体位による褥瘡の発生を防ぐため、体位変換の工夫やエアーマット等の活用や管理栄養士との協働により、高タンパク質の食材提供を図るなど発生の抑制と緩和に努めました。

入所者 58名（令和4年3月末現在）の機能状況につきましては歩行5名（杖歩行・シルバーカー・歩行器・手添え） 車椅子53名（自操15名・介助38名）となりました。

以上に伴い、機能訓練加算（12単位/人・日）を取得しています。

② ショートステイ利用者

居宅サービス計画書・施設サービス計画書・ケアチェック表に基づき、残存機能の維持向上のために、一人ひとりの身体機能が在宅での日常生活で生かせるようショートステイ利用中の日々の生活の中で（移乗時、口腔ケア時、対話時等）一人ひとりに適した機能訓練（歩行訓練・立位訓練・座位訓練・体操・メドマー等）を実施しました。

利用者 23名（令和4年3月末現在）の機能状況は自力歩行2名、歩行13名（杖、歩行器、手添え歩）車椅子8名（自操、介助）となりました。

以上に伴い、機能訓練加算（12単位/人・日）を取得しています。

③ デイサービス利用者

居宅サービス計画・通所介護計画・個別機能訓練計画に基づき、在宅での生活機能（日常生活動作）の維持・向上を目的とする機能訓練（4機種のパワーリハビリ・滑車訓練・立位訓練・平行棒歩行訓練・階段昇降・ストレッチ体操・生き生き体操）を実施しました。利用者 97名（令和4年3月末現在）の機能状況につきましては、要介護者の58名は自力歩行20名・杖歩行18名・歩行器歩行9名・車椅子自操1名・車椅子介助6名、両手添え4名となっております。

以上に伴い、要介護利用者については機能訓練を提供し、要支援利用者については運動機能向上加算（225単位／人・月）を取得しています。

また、要介護利用者58名（令和4年3月末現在）のうち、介護度が改善した利用者は0名、介護度を維持できた利用者が53名で、低下された方が5名となりました。

④ グループホーム入居者

グループホーム介護サービス計画書に基づき、生活機能の維持・向上を目的とした生活リハビリ（洗濯物干し、タオル等たたみ、清掃、食器洗い等）及び機能訓練（歩行訓練、ラジオ体操）を実施しました。

入居者18名の機能状況につきましては、自力歩行4名、杖歩行1名、シルバーカー（手押し車）歩行6名、車椅子自操7名となりました。

カ) 健康管理の強化と看取り介護の充実

- ① 施設介護3グループの個別ケアの向上により、介護職の特養入所者に対する観察力や気づき等も向上させ、個別事象を昼礼ミーティング等で看護グループに伝え、看護グループは症状等の早期把握が可能となり、嘱託医とのスムーズな連携の下、早期発見・早期治療を行い日々の健康管理に努めました。

本年度の退所者数は12名になりました。

なお、入院者数は4名で昨年度と比較して3名の減となり、入院総日数は昨年度に比べて34日減の104日となりました。

- ② 本年度も看取り介護を実施し、退所者12名の内8名の方に看取り介護を実施しました。なお、看取り介護を希望される入所者は非常に多く、令和4年3月末時点で当園希望者51名、自宅の希望者0名、病院希望者0名、施設・病院複数希望者8名でありました。

穏やかな環境の下、その人らしい生活を送っていただきますよう、随時家族への説明を行い不安感の対応と平行しながら、最期の時を過ごしていただけるよう心のこもった支援に努めました。

(3) 楽しみ・生きがいのための生活援助

別紙2に記載しておりますが、コロナ禍の中で利用者が楽しく過ごせるよう各種のレクリエーション活動（園内散歩・生花教室・草花鑑賞、趣味、リハビリ、スポーツ、ゲーム、季節的な行事）など可能な範囲で取り組みました。

また、更に安心して楽しく、生きがいを感じ有意義に過ごしていただくため、利用者の潜在能力や意欲を引き出す工夫など、希望・意思・選択等を重視した小グループ活動や余暇活動を積極的に実施しました。

(4) 相談、苦情等への迅速な対応

本年度も利用者及び家族の意見・要望・相談等を積極的に掘り起こす努力を行い、そうした事態に至った場合は誠意をもって迅速かつ適切に対応してまいりました。

本年度の相談・苦情件数は、特養0件、ショートステイ3件、デイサービス1件、グループホーム1件、訪問介護1件、居宅介護支援センター1件の計7件の対応を行いました。

特養及びグループホームでは、コロナ禍で面会ができない時期が長かったため、代替措置としてオンライン面会や体調不良時には早期に電話で報告を行いました。

また、施設での生活の様子を定期的に家族へ写真や手紙等で連絡し、苦情へ繋がらないように情報提供を緊密に行いました。

(5) 安心安全の確保

ア) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス感染症の防止対策

感染対策委員会を毎月2回開催し、利用者・職員・外来者の状況をフォローするとともに、近隣・地域情報等に留意し防止対策を講じました。

感染症予防では、年度当初から新型コロナウイルス感染症防止対策を職員に発出し、家族へは面会等の制限と警戒態勢について理解を求め、併せてインフルエンザウイルス、ノロウイルス等の園内持込み防止に努めました。

新型コロナウイルス感染症対策では状況に応じて感染対策委員会を開催し、発生状況や地域における行動区分に応じた職員の届出の励行、通所系事業の利用停止基準など行動規範に基づき感染防止対策を強化しました。

通所介護の利用者様1名が2月14日感染したとの連絡を受け、対応に追われました。2月15日から2月21までの6営業日の間休止を余儀なくされました。利用者様の濃厚接触者6名を含む96名及び職員濃厚接触者6名を含む12名の健康状態と生活状況のフォローを行い、以後感染拡大が見られず2月22日から事業を再開しました。

また不測の事態も想定し、防護服・マスクの補充、除菌・空気清浄機などの設置を行うなど対策を拡充しました。BCP事業継続計画による職員配置、物資、食料等多くの分野で、事業所ごとに検討し対応しました。職員にも日頃の健康管理の徹底に努め、園内外、家庭における感染症防止対策の強化を指示し、感染拡大の防止に努めました。

イ) 介護事故防止対策

① 事故件数

本年度は昨年度に比べて2件増の9件（特養1件、ショートステイ2件、デイサービス2件、グループホーム4件）の介護事故が発生いたしました。（病院受診の場合、町に対して報告）

② 事故内容

1) 事故内容につきましては、特養では、外傷1件（胃瘻抜去）、ショートステイでは、2件（裂傷1件、誤薬1件）、デイサービスでは転倒・骨折1件（昨年度0件）、新型コロナウイルス感染1件（昨年度0件）、グループホームでは骨折1件、転倒1件、剥離1件、外傷1件（昨年度4件）でした。

③ 対応策

基本ルール違反への対策、見守り・声掛け不足への対策、利用者が一人である時の事故防止について検討し、「鶴宮園の事故への対応マニュアル」、「介護事故防止の基本ルール」の見直しを随時行い、職員の事故防止対策と併せ事故時の対応、本人・家族への対応などについて職員への意識啓発と周知を図りました。

- 1) 基本ルール違反への対策については、全職員に作業実施の直前に基本ルールを思い起こして、声だし等により今一度確認（含相互確認）し、あせらず実行することを必ず励行するよう強く指導しました。
- 2) 見守り・声掛け不足への対策については、二人で見守り・声掛けを行うケースを具体的に明確化し、職員同士の声掛けを日頃から徹底して業務を行いました。
- 3) 食事摂取時の見守り・声掛け不足への対策については、利用者毎に整理した食事介助上の注意点と対応策を着実に実行し、特に食事摂取困難者にはその日によって摂取状態が変化しますので、職員間で声を掛け合い表情等確認し、丁寧に介助するよう努めました。
- 4) 利用者が一人である時の事故防止については、部屋内の危険個所の防護・ベッドの高さ調整・マットの使用等を行い、利用者の行動・心理症状の変化について把握し、情報を共有し、見守りを強化しました。
- 5) 上記の安全の基本ルールの確認と声だし・声掛けの励行のみならず、利用者の様々な思いや行動分析・事故の背景・原因を多職種間で検討し、小さな気づきのヒヤリハットを多く取り上げるよう努力しました。また、積極的な抽出と危険予知など、研修や検討する機会をもち予防対策を講じました。

ウ) 防災（実際と訓練）

7月10日未明から線状降水帯の通過に伴い大雨特別警報が発令され、さつま町も短時間に500ミリの大雨が降り、中小河川が氾濫し道路の決壊や土砂崩れ、耕地の崩壊など大きな災害に見舞われました。

鶴宮園でも前を流れる河川の氾濫により堤防決壊の恐れがあったため、午前7時にグループホームの入所者18名を施設デイホールへ避難の対応を行いました。

防災訓練特養では、10月22日に昼間の地震発生後厨房より火災の想定、3月24日は夜間23時出火場所を特定しない火災を想定した訓練（臨機応変の通報訓

練・初期消火訓練・避難訓練)を2回実施しました。3月の訓練では、深夜火災のため駆けつけ者に火元の伝達、避難経路指示など臨場感の中で夜勤者の対応力が試された訓練でした。

グループホームでも11月5日に夜間23時1号館倉庫からの火災想定、3月31日に昼間11時地震発生後、1号館洗濯場からの火災想定 of 通報訓練と避難訓練を実施しました。さつま町消防本部から指導・助言をいただき職員の明確な指示・避難誘導、通報訓練など対応力の向上に努めました。

エ) 交通安全

① 各事業部門ともに利用者の送迎、行楽、病院受診等に伴う車両運転にあたり、交通ルールやさつま地区安全運転管理協議会の運動方針遵守のほか、危険予知し自らを守る防衛運転(送迎時のライト点灯、黄色点滅の交差点での速度ダウン・相手の停止確認、三叉路での速度ダウン、カーブでの速度ダウン・身障者の電動車等の確認等)などの「かもしれない運転」に努めました。

また、利用者の人命を預かり安全を期す必要があることから、ドライブレコーダーを軽トラックを除く全公用車に設置しました。

② セーフティチャレンジ交通安全コンテストに一般15チーム75人、熟年11チーム22人、高齢3チーム6人の計103名参加し、交通安全ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を行いました。一般ドライバー部門4等、熟年ドライバー部門3等、4等、高齢ドライバー3等に当たるなど、安全運転管理事業所として交通事故の抑止効果と含めて安全意識の高揚に一定の成果がありました。

2. 笑顔で明るく楽しい職場づくり

(1) コミュニケーションの向上とチームワークの発揮について

職場に不可欠なコミュニケーション及び心身の健康については、職員同士や利用者に対する言葉遣い・態度について、コロナ禍の中でマスクに隠された表情に留意して明るい対応ができるよう努めました。

(2) 職員の健康管理

① 毎月2回衛生委員会を開催し、職員の健康状況を確認しました。

今年度は特に新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国内の発生地域移動の際や流行地域の発生状況に応じた職員の対応区分を発生状況の変化に対応させて調整し、発生状況を考慮した届出の励行をお願いしました。また、高齢者施設でのクラスター発生阻止のため、持ち込まない、持ち込ませない、拡げない(3ない運動)と黙食、黙煙、黙浴(3つの黙)の励行、移動の自粛、会食の自粛などをお願いし感染防止に努めました。インフルエンザ、ノロウイルス感染症については、職員から利用者への感染もなく推移しました。

- ② 定期健康診断は4月30日全職員が受診し、二次健診のフォローアップは産業医に実施していただきました。ストレスチェックは今年で6回目になり、高ストレス該当者は7名あり、産業医の協力を得て希望者の面談を行いました。

(3) 福利厚生 of 充実

令和3年度は作業服等の支給を行うとともに、創立30周年記念の年度に当たり永年勤続感謝状の贈呈、全職員への慰労金の支給、記念誌・記念タオル等の贈呈を行いました。コロナ禍で、忘年会でのお楽しみ抽選会なども中止を余儀なくされました。

(4) 人材育成

ア) 資格取得

- ① 介護福祉士の受験は1名あり合格しました。

なお、当園の介護福祉士の取得（令和4年3月末日現在）は、施設介護23名、85.2%デイサービス6名、54.5%ヘルプサービスステーション4名、36.4%グループホーム11名、64.7%となりました。

今後、更なる取得率の向上に努めてまいります。

イ) 研修

本年度の研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため、県老協協はオンラインによる研修の実施、川薩地区老協等が実施する研修は感染症対策のためオンライン研修2回、書面開催6回となりました。また、研修内容は職場内で情報伝達し、業務に活かすよう努めました。

全国老人福祉施設研究会議が1月13日～14日鹿児島大会が鹿児島市で開催され、オンライン開催となりました。

ウ) 人材育成にあたっての今後の課題

介護技術の向上をはじめ、各部門職員の実務能力向上のため多くの研修参加を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため現地での研修が中止や縮小されました。実施された研修は、オンライン研修が主体となりました。

法人内で出来る研修を項目ごとに①レクリエーション、②ノーリフト、③接遇、④認知症、⑤BCP（事業継続計画）、⑥褥瘡、⑦5S など7研修チームを編成し研修の成果と実効性が高まるよう努力しました。7つの研修チームがそれぞれに定期的な話し合いを行いながら活動しましたが、チームとしてのアピールが足りない部分がありましたので、次年度以降活動と発信力を結び付け、成果につなげる必要があると感じました。

エ) 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の推進

職場の環境整備を基本としながら、部門ごとに居室・休憩室など継続して実施し、環境整備委員会委員ほか職員の協力を得て施設周辺及び道路等の草刈りなどの環境保持にも努めました。

(5) 職員の処遇改善

- ① 令和3年度は、前年度「介護職員等特定処遇改善加算」および令和4年2月から「介護職員処遇改善支援事業」にも取組み、介護職員の確保・定着につなげるため、多職種への柔軟な処遇改善に努めました。
- ② 定期昇給は例年通り、令和3年4月1日付で実施するとともに、労働法制の改正に伴い、職員への賞与支給時に、嘱託職員・パート職員に一時金の支給、法人創立30周年記念の功労に対する寸志の支給を行いました。

3. 地域福祉への更なる貢献

ア) 夏祭りやグラウンドゴルフの開催は、30周年を記念した冠大会とする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため全て中止し、地域交流は断念せざるを得ませんでした。また、「さつま町夏祭り」「紫尾温泉祭り」など、地域行事も全て中止となりました。

イ) 多様な福祉ニーズに応えられる事業で、さつま町内14法人が加入する「さつまレスキュー事業」の事業運営に引き続き協力しました。

ウ) 認知症の方や介護者、一人暮らしの高齢者等が悩みを共有し、専門家と相互に情報を共有できる「認知症オレンジカフェ つるみや」を毎月2回（第2・4火曜日）各部門の職員、オレンジリーダー、民生委員の協力を得て実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため開催できませんでした。

令和3年度も引き続き毎月第1・第3水曜日に紫尾地区「寄り合い処 幸」で開催のサロン活動へ参加を行い、当園オレンジカフェのサテライト会場として活動をしてきました。

今年度現在も新型コロナウイルス感染症が収束していない為、当園でのオレンジカフェ開催は困難と考えています。昨年度同様の活動を継続していく予定です。

4. これからの経営安定

安定した経営を行うためには、人材の確保が重要課題です。職員採用は、退職者の補充及び年齢的な均衡を保つため、ハローワークの求人及び職員縁故を通じた紹介、新聞折り込みを含む広報活動を行い、各事業所の現場に応じた人員配置を検討しマンパワーの確保対策を行いました。（別紙報告）

5. 収入の安定的確保

(1) 月次計画検討会（事業活動計算書参照）

月次利用計画を検討する「利用計画検討会議」を開催し、「特養・ショート利用予定者」「施設入所待機者リスト」「居宅介護支援センターの利用状況」「訪問介護の状況」「グループホームの待機者リスト」の報告・検討・進行管理を行い月単位・日単位の利用率の向上・収入の安定確保に努めました。

収入は、新型コロナウイルス感染症により通所介護の利用者が陽性となり6日間事業休止を余儀なくされ、大幅に利用人数・収入減となりました。また、特養において、1月～3月の短期間に退所者があったため、3か月間で188名の空床が発生しました。グループホームでも2月～3月にかけて102名の空床が発生するなど、年初から年度末に三事業で経営的に大きな影響を受けました。

支出は、新型コロナウイルス感染症対策として設備・物品等かかり増し経費の増のほか、グループホーム外壁改修工事、国の補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）を活用し、既設浄化槽の機械設備等の改修工事を行いました。法人創立30周年記念事業も縮小し実施しましたが、一定の事業を遂行しました。

事業活動計算書のサービス活動収益計は474,116千円となり、前期に比べ9,409千円の増となりました。

サービス活動費用計は476,894千円となり、前期に比べ20,467千円増となりました。サービス活動増減差額は2,778千円の赤字（前期8,196千円の黒字）となり、前期に比べ11,057千円の減となりました。

以下のベッド利用率・利用者数等については、添付資料を参照しながら報告書をご覧くださいませようお願いします。

(2) ベッド利用率・利用者数等（別紙1参照）

① 特養・ショートステイのベッド利用率

令和3年4月1日から、特養定員59名、短期入所7名となりましたが、特養の年間退所者数は、昨年度と比べて6名減の12名となりました。特養59床のベッド利用者は、延べ20,742人となり、利用率は96.31%となりました。

ショートステイ7床のベッド利用者は延べ2,925人となり、利用率は長期利用者が入院・死亡、特養の空床利用調整を行い、114.48%となりました。

この結果、特養+ショートステイ合計のベッド利用率は98.24%となり、目標値98.5%を僅かに達成出来ませんでした。

② デイサービスの利用者数

デイサービスの利用者数は、昨年度と比べて7名減の97名となりました。延べ利用者数は昨年度に比べて延べ509人増の9,433人（昨年度8,924人）となりました。要介護594人増、介護予防93人増、総合事業17

8人の減でした。利用者の退院による利用再開や新規利用者様29名の受け入れ等の結果、令和4年度から大規模事業所(I)となります。

③ 訪問介護の利用回数

訪問介護は、利用者数が5名減の51名となり、利用回数は死亡、病院入院や施設等入所などもあり、昨年度に比べて48回増の5,595回（昨年度5,547回）となりました。

④ グループホームのベッド利用率

グループホームのベッド利用は、利用者の入院及び退所後の空床のため、60人減少し延べ6,442人（昨年度6,502人）となり、利用率は昨年度と比べて0.91%減少し98.05%となりました。

⑤ 居宅介護支援センターの利用件数

居宅介護支援センターについては、利用者数が67人増加し延べ1,310人（昨年度1,243人）となり、月平均利用者数が昨年度と比べて5.58人増の109.16人となりました。

6. 法令遵守（コンプライアンス）、外部監査等への対応

（1）外部監査等

本年度は以下の監査が実施されました。

① 北薩地域振興局指導監査（令和3年9月21日）

新型コロナウイルス感染症対策のため、社会福祉施設等概要調書及び自主点検表により書面指導監査を実施した結果、おおむね適正に運営されていると認められました。

② 北薩地域振興局医務室立入検査（令和3年12月14日）

令和3年12月14日医療法第25条第1項の規定に基づき、立入検査を実施した結果、不適合事項はありませんでした。

③ 公認会計士による外部監査（令和3年11月24日、令和4年5月27日）

公認会計士による外部監査を年度中間及び年度末の決算状況について実施していただきました。

人件費比率の伸びについては、マンパワーが必要な職種であり国を挙げての介護人材確保の観点からやむを得ないと思料する。令和3年度においては、グループホーム外壁補修工事や法人創立30周年記念事業、コロナ対策等出費が嵩み収支差が縮まった。基金の積み立ては、長期計画のもとに実施することが望ましい。

④ 監事による監査（令和4年5月24日）

監事による監査は、①法人関係、②経理関係、③施設運営委管理関係、④職員待遇関係、⑤入所者・利用者待遇関係などの項目について監査の結果、法令に基づき、各項目問題点なしで適正な運営がなされているとの講評でした。

(2) 広報紙・ホームページ

ホームページには当園のサービス内容・利用料金等を案内し、日頃の活動状況、利用者様の日常を紹介するとともに、令和2年度の財務諸表の公表も行いました。

7. 地域福祉への貢献

(1) 地域との積極的な交流（別紙2参照）

ア) 当園主催行事の開催（全て中止）

- ① 夏祭り ② グラウンドゴルフ大会 ③ 紫尾地区地域懇談会

以上の行事は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止しました。

イ) 地域行事への参加

新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、可能な範囲で自然とのふれあい活動を行いました。また、季節の花見（梅・桜・つつじ・彼岸花等）や紫尾神社初詣などを行いました。

ウ) ボランティア活動等の積極的な受け入れ

新型コロナウイルス感染症対策のため、中止しました。

(2) 地域への福祉サービスの提供

- ① 認知症オレンジカフェつるみや(毎月第2・4火曜日)、鶴宮園グラウンドゴルフ大会(年2回)は、感染症対策のため開催は中止しました。

高齢者いきいきサロン・老人クラブや認知症サポーター養成講座へ講師派遣、ケアマネ井戸端会議への職員派遣、薩摩郡医師会在宅医療推進事業会議の派遣、地域福祉部会からの講師派遣、職員の民生委員活動等については状況を見極めながら活動を行いました。

(3) 在宅介護支援センターの活動

さつま町から委託を受けて7年目となり、委託内容に即し感染対策に配慮しながら活動を行ってまいりました。

活動概要は、関係機関等で開催の会合へ参加54回、各地域のサロン等へ参加33回、地域の方々との交流の場を多く持ち、地域の高齢者・家族からの各種相談を積極的に受け、年間訪問回数109回、介護保険申請代行・福祉サービス利用申請代行等（配食サービス、家族介護用品、緊急通報体制事業等）に対応いたしました。また、多くの介護サービスの発掘・利用にもつなげたところです。

(4) 低所得者への社会福祉法人等利用者負担軽減制度の実施

さつま町が認定した福祉減免対象者1名（令和3年度、特養1名＝年度途中退所）について、サービス費・食費・居住費の25%軽減を実施しました。

8. 創立30周年記念事業

令和3年8月20日に法人創立30周年の節目となり、記念式典や夏祭り納涼大会・グラウンドゴルフ大会など記念の冠行事を開催する計画で準備を進めましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、外部の方々を招待する事業については開催を断念しました。

創立30周年記念誌の創刊及び記念植樹、永年勤続者への感謝状贈呈、行政・地域・役員・職員・入所者への記念品贈呈などが行えたことは、コロナ禍の中で法人として一定の成果が示されたと思います。

9. 全体総括

(1) 総資産額（貸借対照表参照）

令和3年度総資産額は1,150,882千円（前年比+2,019千円）となり、負債の合計74,523千円（前年比+6,602千円）を差引いた純資産の合計は1,076,359千円（前年比△4,582千円）となりました。

純資産の内訳は、基本金331,109千円（前年同額）、国庫補助金等特別積立金62,214千円（前年比△4,798千円）、その他の積立金335,000千円（前年比+20,000千円）、次期繰越活動増減差額348,034千円（前年比△19,783千円）を合計したものです。

(2) 園全体の経常収支差額（事業活動計算書参照）

収入増の要因は、令和3年度介護報酬プラス改定、特養定員増（50床⇒59床）通所介護事業区分の変更（大規模⇒通常規模）、訪問介護特定事業所加算（Ⅱ）、居宅介護支援特定事業所加算（Ⅲ）の算定に伴う収入の増が主でありました。

収入減の要因として、特養の入所者の20%に相当する12名の退所者及び入院期間の増による空床の増、在宅系のグループホームの空床増、通所介護の新型コロナウイルス感染症陽性者による6日間の休業等により減少など本園の基幹とする事業の減少などが大きく影響しました。

サービス活動収益は、特養の年間平均介護度4.11（前年比-0.15）の減、介護報酬プラス改定、特養定員増床、加算の取得などでの増収益はありましたが、退所者12名及び入院等によりショートステイと合せ空床423（前年667）による稼働率の減、通所介護の6日間の休業（2月前年比166人減）もありました。サービス活動収益計では9,409千円（前年度：△4,297千円）の増収となりました。

サービス活動費用については、対前年比で人件費が介護職員処遇改善支援事業看護職・介護職の各1名増などで4,186千円の増、事業費が電気料・燃料費など647千円の増、事務費が創立30周年記念事業・グループホーム外壁補修工事・光回線更新に伴う機器の更新等15,462千円の増などで、サービス活動費用計で20,467千円の増となりました。この結果、サービス活動増減差額は前年度比11,057千円減の△2,778千円（前年度：8,196千円）となり、サービス活動増減差額比率は△0.58%（前年度は1.76%）の赤字となりました。

サービス活動外増減差額は、2,279千円増の2,994千円となり、経常増減差額は8,778千円減の216千円の黒字となりました。

最終的な当期活動増減差額は、対前年比8,695千円減となりましたが、216千円（前年度8,911千円）の黒字を計上しました。

（3）事業部門別の活動収支差額（事業活動内訳表参照）

① 特養（50床から59床に定員増のため昨年度との比較対象外）

サービス活動収益は、244,949千円となりました。内容分析では、退所後から入所までの期間と入院期間のベッドの空床が389床と利用率が96.31%となりましたが、50床から59床に定員増等により23,700千円の増となりました。年度終盤の1月に4名、2月に3名の退所が急増し、これまで順調に推移していた稼働率・収益面に影響し厳しい結果となりました。

サービス活動費用は、看護職・介護職の各1名増及び短期入所定員7名減などで振り分けたため、人件費18,549千円増、事業費5,124千円の増、事務費1,444千円の増など総じて24,446千円の増の236,764千円となりました。

サービス活動増減差額は8,185千円の黒字となり、サービス活動増減差額比率は3.34%(前年度は3.39%、前前年度は4.03%)となりました。

② ショートステイ（16床から7床に定員減のため昨年度との比較対象外）

サービス活動収益は、ベッド9床減でしたが4月～6月までの特養移行期間の空床利用があり、利用率が114.48%、33,813千円となりました。

サービス活動費用は、38,611千円となり、サービス活動増減差額は、△4,798千円の赤字となりました。

サービス活動増減差額比率は、△14.1%となりました。

⑤ 通所介護

サービス活動収益は、全体的な利用者数が前年比509名増で、内訳は要介護594名増、介護予防93名増、総合事業178名減により、7,213千円増の80,452千円となりました。2月には利用者新型コロナウイルス感染が判明し、6日間の休業を余儀なくされ収益面で年度末に影響がありました。

サービス活動費用は、人件費が4,011千円増、事業費が595千円増、事務費が730千円増で68,380千円となりました。

サービス活動増減差額は前年比1,747千円増加し12,071千円の黒字となりました。サービス活動増減差額比率は、15.00%（前年度14.09%、前前年度は14.12%）となりました。

④ 訪問介護

サービス活動収益は、利用回数が48回増及び訪問介護特定事業所加算Ⅱの算定により、2,102千円増の19,203千円となりました。

サービス活動費用は、事務費等の増もあり793千円増の17,546千円となりました。

サービス活動増減差額は、前年比1,310千円増の1,657千円の黒字となりました。

サービス活動増減差額比率は、8.63%（前年度2.03%、前前年度は9.23%）となりました。

本事業については、これまでの加算のほか訪問介護特定事業所加算Ⅱ取得も行い、収益面で大きく伸ばし経営面に大きく寄与しました。

⑥ グループホーム

サービス活動収益は、ベッド利用率が0.91%減少し、稼働率98.05%となり、29千円の増となり76,212千円となりましたが、2月・3月に退所者・入院等3名あり、102名の急激な空床を埋められず苦戦を強いられました。

サービス活動費用は、グループホーム外壁補修工事・人件費等の増により13,606千円の増となり△16,434千円となり、赤字額が増加しました。

サービス活動増減差額比率は、△21.56%（前年度△3.75%、前前年度は0.97△%）となりました。

⑦ 居宅介護支援センター

サービス活動収益は、利用件数が67件増及び居宅介護支援特定事業所加算Ⅲの算定により、3,576千円増の16,912千円となりました。

サービス活動費用は、人件費の増などにより588千円の増で16,931千円となりました。

サービス活動増減差額は、対前年比2,988千円減の△18千円の赤字となりましたが、赤字は大幅に縮小されました。

本事業については、これまでの業務のほか居宅介護支援特定事業所加算Ⅲの取得も行い、法人活動全体の経営面に大きく寄与しました。

⑧ 在宅介護支援センター

本事業については、さつま町からの委託を受け受託事業収益2,572千円。不足分は法人からの支出で運営を行っています。在宅介護支援センターは、町内6地区（虎居，泊野，白男川，平川，紫尾，柵野）で、利用者の範囲は、要援護高齢者若しくは要援護になる恐れのある高齢者、又はその家族・親族に対する総合的な相談・支援を行い、将来の利用者の掘り起し、事務的な申請代行サービスなど支援センターとしての効果・機能を発揮しています。

サービス活動費用については、人件費・事務費等4,016千円となりました。

サービス活動増減差額は、1,444千円の赤字を計上しました。

理事長	施設長	事務部長	

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

拠点区分貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
0001 流動資産	357,495,032	345,638,539	11,856,493	0006 流動負債	40,707,450	33,479,298	7,228,152
1111 現金	41,498	34,912	6,586	2112 事業未払金	22,836,710	14,427,988	8,408,722
1112 預金	277,330,556	268,436,002	8,894,554	2113 その他の未払金	42,000	0	42,000
1121 有価証券	0	0	0	2129 1年以内支払予定長期未払金	0	0	0
1131 事業未収金	67,399,593	67,572,977	-173,384	2131 未払費用	0	0	0
1132 未収金	9,189,862	55,084	9,134,778	2132 預り金	5,105	5,105	0
1133 未収補助金	60,000	6,453,000	-6,393,000	2133 職員預り金	4,051,241	4,005,804	45,437
1134 未収収益	0	0	0	2141 前受金	12,000	24,000	-12,000
1141 貯蔵品	2,376,824	1,949,501	427,323	2142 前受収益	0	0	0
1161 立替金	7,973	2,451	5,522	2151 仮受金	0	0	0
1162 前払金	0	15,581	-15,581	2152 賞与引当金	13,760,394	15,016,401	-1,256,007
1163 前払費用	0	0	0	2211 その他の流動負債	0	0	0
1171 1年以内長期前払費用	1,088,726	1,119,031	-30,305	0007 固定負債	33,815,661	34,441,446	-625,785
1175 短期貸付金	0	0	0	2311 設備資金借入金	0	0	0
1181 仮払金	0	0	0	2312 長期運営資金借入金	0	0	0
1191 その他の流動資産	0	0	0	2313 リース債務	0	0	0
1192 徴収不能引当金	0	0	0	2321 退職給付引当金	33,815,661	34,441,446	-625,785
0002 固定資産	793,387,350	803,223,881	-9,836,531	2322 長期未払金	0	0	0
0003 基本財産	402,973,447	428,517,849	-25,544,402	2411 その他の固定負債	0	0	0
1211 土地	64,634,271	64,634,271	0	負債の部合計	74,523,111	67,920,744	6,602,367
1212 建物	338,339,176	363,883,578	-25,544,402	純 資 産 の 部			
1213 構築物	0	0	0	0009 基本金	331,109,471	331,109,471	0
1215 その他の基本財産	0	0	0	3111 基本金	331,109,471	331,109,471	0
0004 その他の固定資産	390,413,903	374,706,032	15,707,871	0010 国庫補助金等特別積立金	62,214,812	67,013,477	-4,798,665
1311 土地	0	0	0	3211 国庫補助金等特別積立金	62,214,812	67,013,477	-4,798,665
1312 建物	1,254,387	1,326,755	-72,368	0011 その他の積立金	335,000,000	315,000,000	20,000,000
1313 構築物	3,543,067	4,587,083	-1,044,016	3221 施設整備等積立金	335,000,000	315,000,000	20,000,000
1314 機械及び装置	0	0	0	0012 次期繰越活動増減差額	348,034,988	367,818,728	-19,783,740
1315 車輛運搬具	12	13	-1	3311 次期繰越活動増減差額	348,034,988	367,818,728	-19,783,740
1316 器具及び備品	11,302,820	10,354,656	948,164	3312 (うち当期活動増減差額)	216,260	8,911,513	-8,695,253
1317 建設仮勘定	0	0	0				
1318 減価償却累計額 △	0	0	0				
1319 有形リース資産	0	0	0				
1322 ソフトウェア	9,779,917	12,276,917	-2,497,000				
1323 無形リース資産	0	0	0				
1324 投資有価証券	0	0	0				
1329 退職給付引当資産	27,984,075	28,550,825	-566,750				
1332 施設設備等積立資産	335,000,000	315,000,000	20,000,000				
1334 長期前払費用	1,519,875	2,580,033	-1,060,158				
1341 その他の固定資産	29,750	29,750	0				
資産の部合計	1,150,882,382	1,148,862,420	2,019,962	純資産の部合計	1,076,359,271	1,080,941,676	-4,582,405
				負債及び純資産の部合計	1,150,882,382	1,148,862,420	2,019,962

脚注

1. 減価償却費の累計額 762,611,982円
2. 徴収不能引当金の額 0円

理事長	施設長	事務部長	

別紙4

財 産 目 録

令和 4年 3月31日 現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金						
小口現金		—		—	—	41,498
預金						
鹿児島銀行普通預金No.742056	宮之城支店	—	運転資金	—	—	61,748,660
鹿児島銀行普通預金No.742045	宮之城支店	—	運転資金	—	—	534,193
北さつま農業協同組合No.3793168	平川支所	—	運転資金	—	—	11,582,924
ゆうちょ銀行通常預金No.30323521	紫尾郵便局	—	運転資金	—	—	98,302,248
南日本銀行普通預金No.340969	宮之城支店	—	運転資金	—	—	114,656
南日本銀行普通預金No.0332885	宮之城支店	—	運転資金	—	—	47,875
ゆうちょ銀行定期貯金No.578632188	紫尾郵便局	—	運転資金	—	—	5,000,000
鹿児島銀行定期預金No.3075062	宮之城支店	—	運転資金	—	—	100,000,000
			小計			277,330,556
事業未収金						
鹿児島県国保団体連合会	2・3月分介護報酬	—	運転資金	—	—	59,385,832
さつま町施設利用者	2・3月分介護予防支援業務委託料施設等利用者負担金	—	運転資金	—	—	224,400
						7,789,361
			小計			67,399,593
未収金						
アルテンハイム鶴宮園職員	グループホームうらら職員	—	職員食事代	—	—	22,000
コカ・コーラウエスト株式会社他	アルテンハイム鶴宮園	—	自販機手数料	—	—	1,640
全国老人福祉施設協議会	アルテンハイム鶴宮園	—	新型コロナウイルス見舞金	—	—	50,000
労働保険	アルテンハイム鶴宮園	—	労働保険積算金	—	—	33,953
鹿児島県社会福祉協議会	アルテンハイム鶴宮園	—	退職金支払資金	—	—	9,082,269
			小計			9,189,862
未収補助金						
鹿児島県	アルテンハイム鶴宮園	—	地域医療介護総合確保基金事業	—	—	60,000
貯蔵品						
災害用食品	アルテンハイム鶴宮園	—	災害時施設利用者及び職員用	—	—	2,376,824
立替金						
アステム他	アルテンハイム鶴宮園施設	—	施設利用者分立替	—	—	7,973
1年以内長期前払費用						
東京海上日動火災保険	アルテンハイム鶴宮園	—	施設火災・賠償保険料	—	—	1,006,918
	アルテンハイム鶴宮園	—	自動車自賠責保険	—	—	81,808
			小計			1,088,726
流動資産合計						357,495,032
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地						
さつま町紫尾字下ノ原4077-1、4077-3、4166-1		1991	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム使用	38,533,653		38,533,653
さつま町紫尾字下ノ原4071-2、4072-6、4072-7		2002	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム使用	651,368		651,368
さつま町紫尾字下ノ原4088-1 4088-2 4088-3		2002	第2種社会福祉事業であるグループホーム使用	11,860,800		11,860,800
さつま町紫尾字下ノ原4090-2		2004	第2種社会福祉事業であるグループホーム使用	5,130,400		5,130,400
さつま町紫尾字下ノ原4090-2		2005	第2種社会福祉事業であるグループホーム使用	2,692,250		2,692,250
さつま町紫尾字新地4144-1		2011	第1種社会福祉事業である脩寿会職員駐車場使用	5,765,800		5,765,800
			小計			64,634,271
建物						
本体	さつま町紫尾4077-1	1991	アルテンハイム鶴宮園使用	697,927,437	473,952,517	223,974,920
本体増築	さつま町紫尾4077-1	2012	アルテンハイム鶴宮園使用	124,626,630	63,651,780	60,974,850
G H1号館	さつま町紫尾4077-1	2003	アルテンハイム鶴宮園使用	101,653,014	61,684,512	39,968,502
G H2号館	さつま町紫尾4077-1	2004	アルテンハイム鶴宮園使用	62,117,188	48,696,284	13,420,904
			小計			338,339,176
基本財産合計						402,973,447
(2) その他の固定資産						
建物						
備蓄品倉庫	さつま町紫尾4077-1	—	備蓄品用	1,375,000	120,613	1,254,387
構築物						
外構フェンス避難口設置他	さつま町紫尾字下ノ原4077-1	—	施設利用者避難用他	17,318,774	13,775,707	3,543,067
車輛運搬具						
トヨタハイエース他11台		—	施設利用者送迎用	17,849,889	17,849,877	12
器具及び備品						
温冷配膳車他		—	福)脩寿会施設利用者の為	91,478,429	80,175,609	11,302,820
ソフトウェア						
ほのぼのNEXTソフト		—	介護記録・請求業務等に使用	12,485,000	2,705,083	9,779,917
退職給付引当資産						
鹿児島県社会福祉協議会		—	職員退職金積立	27,984,075		27,984,075
施設設備等積立資産						
定期預金 鹿児島銀行/宮之城支店		—	施設整備等に使用	255,000,000		255,000,000
定期預金 北さつま農業協同組合/本所		—	施設設備等に使用	80,000,000		80,000,000
			小計			335,000,000
長期前払費用						
建物火災・賠償保険他		—	福)脩寿会使用	1,519,875		1,519,875
その他の固定資産						
自動車リサイクル預託金		—	福)脩寿会	29,750		29,750
その他の固定資産合計						390,413,903
固定資産合計						793,387,350
資産合計						1,150,882,382
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金						
九州電力他		—		—	—	22,836,710
その他の未払金						
浄化槽水質検査料他		—		—	—	42,000
預り金						
公認会計士預り源泉税		—		—	—	5,105
職員預り金						
3月分社会保険他		—		—	—	4,051,241
前受金						
電柱敷地料		—		—	—	12,000
賞与引当金						
令和4年度夏季賞与 令和3年度経費		—		—	—	13,760,394
流動負債合計						40,707,450
2 固定負債						
退職給付引当金						
職員退職金引当		—		—	—	33,815,661
固定負債合計						33,815,661
負債合計						74,523,111
差引純資産						1,076,359,271

第二号第四様式 (第二十三条第四項関係)

拠点区分事業活動計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 用	0057 施設介護料収益	196,971,710	177,211,180	19,760,530
	5111 介護報酬収益	177,075,297	159,490,062	17,585,235
	5112 利用者負担金収益(公費)		327,282	-327,282
	5113 利用者負担金収益(一般)	19,896,413	17,393,836	2,502,577
	0058 居宅介護料収益(介護報酬収益)	162,368,728	173,334,365	-10,965,637
	5121 介護報酬収益	144,835,054	155,846,311	-11,011,257
	5122 介護予防報酬収益	17,533,674	17,488,054	45,620
	0059 居宅介護料収益(利用者負担金収益)	18,723,032	20,760,635	-2,037,603
	5131 介護負担金収益(公費)	620,140	447,905	172,235
	5132 介護負担金収益(一般)	16,154,706	18,299,644	-2,144,938
	5133 介護予防負担金収益(公費)	120,642	36,513	84,129
	5134 介護予防負担金収益(一般)	1,827,544	1,976,573	-149,029
	0062 居宅介護支援介護料収益	16,620,980	12,540,130	4,080,850
	5161 居宅介護支援介護料収益	16,620,980	12,540,130	4,080,850
	0063 利用者等利用料収益	76,285,431	74,292,535	1,992,896
	5174 食費収益(公費)	15,678,350	17,796,098	-2,117,748
	5175 食費収益(一般)	27,913,032	23,887,230	4,025,802
	5176 居住費収益(公費)	10,054,489	10,625,417	-570,928
	5177 居住費収益(一般)	22,341,560	21,642,290	699,270
5178 その他の利用料収益	298,000	341,500	-43,500	
0064 その他の事業収益	3,096,173	5,547,300	-2,451,127	
5181 補助金事業収益	233,573	2,068,200	-1,834,627	
5183 受託事業収益	2,862,600	3,479,100	-616,500	
0089 経常経費寄附金収益	50,000	1,020,000	-970,000	
5541 経常経費寄附金収益	50,000	1,020,000	-970,000	
サービス活動収益計(1)		474,116,054	464,706,145	9,409,909
ス ト ク の 用	0015 人件費	340,907,695	336,721,022	4,186,673
	4111 役員報酬	1,200,000	1,200,000	
	4112 職員給料	180,157,927	172,935,294	7,222,633
	4113 職員賞与	28,941,774	28,229,116	712,658
	4114 賞与引当金繰入	13,760,394	15,016,401	-1,256,007
	4115 非常勤職員給与	63,850,598	66,333,187	-2,482,589
	4117 退職給付費用	12,542,681	11,568,449	974,232
	4118 法定福利費	40,454,321	41,438,575	-984,254
	0016 事業費	67,134,793	66,486,838	647,955
	4211 給食費	23,877,986	23,879,522	-1,536
	4212 介護用品費	5,045,999	5,289,958	-243,959
	4213 医薬品費	168,614	166,284	2,330
	4215 保健衛生費	991,831	1,041,714	-49,883
	4218 教養娯楽費	862,934	935,974	-73,040
	4223 水道光熱費	16,107,795	14,313,814	1,793,981
	4224 燃料費	2,931,911	2,189,130	742,781
	4225 消耗器具備品費	7,397,687	9,025,858	-1,628,171
	4226 保険料	2,910,843	2,759,224	151,619
	4227 賃借料	3,713,104	3,731,919	-18,815
	4231 葬祭費	230,698	243,064	-12,366
	4232 車輛費	2,895,391	2,910,377	-14,986
	0017 事務費	43,038,952	27,576,551	15,462,401
	4311 福利厚生費	4,672,391	3,684,142	988,249
4312 職員被服費	275,035	130,164	144,871	
4313 旅費交通費	479,055	447,665	31,390	
4314 研修研究費	330,651	179,931	150,720	
4315 事務消耗品費	832,465	770,638	61,827	
4316 印刷製本費	673,260	631,692	41,568	
4319 修繕費	15,224,883	4,079,472	11,145,411	
4321 通信運搬費	1,499,115	1,483,012	16,103	
4322 会議費	141,590	107,858	33,732	

第二号第四様式（第二十三条第四項関係）

拠点区分事業活動計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
部	4323 広報費	962,271	110,010	852,261	
	4324 業務委託費	11,148,917	11,343,627	-194,710	
	4327 賃借料	2,855,747	1,401,702	1,454,045	
	4329 租税公課	43,000	45,600	-2,600	
	4331 保守料	2,035,650	2,241,130	-205,480	
	4332 渉外費	988,404	102,253	886,151	
	4333 諸会費	486,430	489,730	-3,300	
	4335 雑費	390,088	327,925	62,163	
	0026 利用者負担軽減額	138,112	165,966	-27,854	
	4441 利用者負担軽減額	138,112	165,966	-27,854	
	0027 減価償却費	31,386,451	30,037,181	1,349,270	
	4451 減価償却費	31,386,451	30,037,181	1,349,270	
	0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	-5,711,664	-4,477,970	-1,233,694	
	4461 国庫補助金等特別積立金取崩額	-5,711,664	-4,477,970	-1,233,694	
サービス活動費用計(2)	476,894,339	456,509,588	20,384,751		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		-2,778,285	8,196,557	-10,974,842	
サービス活動外増減の部	収益	0093 受取利息配当金収益	9,243	40,510	-31,267
		5821 受取利息配当金収益	9,243	40,510	-31,267
		0098 その他のサービス活動外収益	4,027,256	1,399,349	2,627,907
		5871 受入研修費収益	20,800		20,800
		5872 利用者等外給食収益	593,250	598,250	-5,000
		5873 退職給付引当預差益	2,254,769		2,254,769
	5874 雑収益	1,158,437	801,099	357,338	
	サービス活動外収益計(4)		4,036,499	1,439,859	2,596,640
	費用	0038 その他のサービス活動外費用	1,041,953	724,900	317,053
		4841 利用者等外給食費	711,900	717,900	-6,000
4842 退職給付引当預差損		197,053		197,053	
4843 雑損失		133,000	7,000	126,000	
サービス活動外費用計(5)		1,041,953	724,900	317,053	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		2,994,546	714,959	2,279,587	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		216,261	8,911,516	-8,695,255	
特別増減の部	収益	0100 施設整備等補助金収益	913,000	10,073,000	-9,160,000
		5911 施設整備等補助金収益	913,000	10,073,000	-9,160,000
		特別収益計(8)	913,000	10,073,000	-9,160,000
	費用	0042 固定資産売却損・処分損	2	3	-1
		4932 車輛運搬具売却損・処分損	1		1
		4933 器具及び備品売却損・処分損	1	3	-2
		0043 国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	-1		-1
		4941 国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	-1		-1
		0044 国庫補助金等特別積立金積立額	913,000	10,073,000	-9,160,000
	4951 国庫補助金等特別積立金積立額	913,000	10,073,000	-9,160,000	
	特別費用計(9)		913,001	10,073,003	-9,160,002
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-1	-3	2
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		216,260	8,911,513	-8,695,253
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		367,818,728	378,907,215	-11,088,487
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		368,034,988	387,818,728	-19,783,740
	基本金取崩額(14)				
	基金取崩額(15)				
	その他の積立金取崩額(16)		10,000,000		10,000,000
	6311 施設整備等積立金取崩額		10,000,000		10,000,000
	その他の積立金積立額(17)		30,000,000	20,000,000	10,000,000
6321 施設設備等積立資産積立額		30,000,000	20,000,000	10,000,000	
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)		348,034,988	367,818,728	-19,783,740	

事業所名 介護老人福祉施設アレスホーム鶴宮園

理事長	施設長	事務部長	

第二号第三様式（第二十三条第四項関係）

事業区分事業活動内訳表

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位：円)

勘定科目	社会福祉法人 脩寿会								合計	内部取引消去	事業区分合計	
	指定介護老人福祉施設	指定短期入所生活介護	指定通所介護	指定訪問介護	認知症対応型共同生活介護	居宅介護支援	在宅介護支援センター	オレシカカフェ				本部
0057 施設介護料収益	196,971,710									196,971,710		196,971,710
5111 介護報酬収益	177,075,297									177,075,297		177,075,297
5113 利用者負担金収益(一般)	19,896,413									19,896,413		19,896,413
0058 居宅介護料収益(介護報酬収益)		23,718,197	67,709,777	17,274,195	53,666,559					162,368,728		162,368,728
5121 介護報酬収益		23,240,927	54,363,002	13,581,324	53,649,801					144,835,054		144,835,054
5122 介護予防報酬収益		477,270	3,692,871	16,758	16,758					17,533,674		17,533,674
0059 居宅介護料収益(利用者負担金収益)		2,759,073	7,938,633	1,919,355	6,105,971					18,723,032		18,723,032
5131 介護負担金収益(公費)		383,753	135,994	100,393						620,140		620,140
5132 介護負担金収益(一般)		2,322,290	6,319,664	1,408,643	6,104,109					16,154,706		16,154,706
5133 介護予防負担金収益(公費)			105,139	13,641	1,862					120,642		120,642
5134 介護予防負担金収益(一般)		53,030	1,377,836	396,678						1,827,544		1,827,544
0062 居宅介護支援介護料収益						16,620,980				16,620,980		16,620,980
5161 居宅介護支援介護料収益						16,620,980				16,620,980		16,620,980
0063 利用者等利用料収益	47,789,523	7,336,108	4,734,000		16,424,800			1,000		76,285,431		76,285,431
5174 食費収益(公費)	14,536,845	1,141,505								15,678,350		15,678,350
5175 食費収益(一般)	14,627,614	2,753,618	4,734,000		5,797,800					27,913,032		27,913,032
5176 居住費収益(公費)	9,093,108	961,381								10,054,489		10,054,489
5177 居住費収益(一般)	9,531,956	2,457,604			10,352,000					22,341,560		22,341,560
5178 その他の利用料収益		22,000			275,000			1,000		298,000		298,000
0064 その他の事業収益	138,573		70,000	10,000	15,000	291,600	2,571,000			3,096,173		3,096,173
5181 補助金事業収益	138,573		70,000	10,000	15,000					233,573		233,573
5183 委託事業収益						291,600	2,571,000			2,862,600		2,862,600
0089 経常経費寄附金収益	50,000									50,000		50,000
5541 経常経費寄附金収益	50,000									50,000		50,000
サービス活動収益計(1)	244,949,806	33,813,378	80,452,410	19,203,550	76,212,330	16,912,580	2,572,000			474,116,054		474,116,054
0015 人件費	165,433,774	24,229,161	51,579,026	15,478,948	64,350,417	14,837,055	3,762,644		1,236,670	340,907,695		340,907,695
4111 役員報酬									1,200,000	1,200,000		1,200,000
4112 職員給料	90,883,275	13,137,837	28,776,202	5,825,938	31,984,710	9,549,965				180,157,927		180,157,927
4113 職員賞与	14,381,568	2,082,110	5,096,666	910,833	4,816,873	1,653,724				28,941,774		28,941,774
4114 賞与引当金繰入	6,798,129	1,000,273	2,148,258	469,945	2,479,375	864,414				13,760,394		13,760,394
4115 非常勤職員給与	27,578,817	4,222,548	7,203,017	6,744,996	14,595,864	88,956	3,416,400			63,850,598		63,850,598
4117 退職給付費用	6,169,308	896,419	2,101,553	336,693	2,207,050	831,658				12,542,681		12,542,681
4118 法定福利費	19,622,677	2,889,974	6,253,330	1,190,543	8,266,545	1,848,338	346,244	36,670		40,454,321		40,454,321
0016 事業費	38,447,429	5,602,078	11,462,276	585,189	9,936,006	788,742	129,173		183,900	67,134,793		67,134,793
4211 給食費	14,011,177	1,946,884	3,543,272		4,376,198					23,877,986		23,877,986
4212 介護用品費	4,541,399	504,600								5,045,999		5,045,999
4213 医薬品費	142,863	15,874	6,028	358	3,491					168,614		168,614
4215 保健衛生費	595,991	81,272	95,518	16,960	199,804	2,286				991,831		991,831
4218 教養娯楽費	466,849	83,087	40,931	15,840	256,227					862,934		862,934
4223 水道光熱費	9,480,853	1,292,844	1,949,013	189,464	3,041,231	154,390				16,107,795		16,107,795
4224 燃料費	1,984,846	270,661	676,404							2,931,911		2,931,911
4225 消耗器具備品費	4,294,398	590,239	944,626	49,549	1,399,117	96,038	23,720			7,397,687		7,397,687
4226 保険料	908,907	228,068	809,278	78,601	518,570	123,532	59,987		183,900	2,910,843		2,910,843
4227 賃借料	1,652,371	407,127	1,290,754	181,426		181,426				3,713,104		3,713,104
4231 修繕費	199,690									230,698		230,698
4232 車輦費	168,085	181,422	2,105,997	52,991	110,360	231,070	45,466			2,895,391		2,895,391
0017 事務費	19,338,970	2,679,036	3,205,862	1,133,983	15,046,437	940,545	118,379		575,740	43,038,952		43,038,952
4311 福利厚生費	2,340,010	319,093	556,458	519,741	821,774	115,315				4,672,391		4,672,391
4312 職員被服費	155,023	21,265	35,332	17,655	27,610	16,500	1,650			275,035		275,035
4313 旅費交通費	88,928	12,127			56,000				322,000	479,055		479,055
4314 研修研究費	132,773	33,196	53,264	20,515	80,508	10,395				330,651		330,651
4315 事務消耗品費	476,220	64,939	74,444	114,000	39,264	63,598				832,465		832,465
4316 印刷製本費	294,627	40,176	154,524	25,754	34,137	124,042				673,260		673,260
4319 修繕費	2,043,009	227,344	605,848		12,300,282	48,400				15,224,883		15,224,883
4321 通信運搬費	547,654	61,296	247,739	122,976	152,957	288,611	74,338		3,544	1,499,115		1,499,115
4322 会議費	3,744	510							137,336	141,590		141,590
4323 広報費	444,983	70,386	274,721	84,678	76,456	11,047				962,271		962,271
4324 業務委託費	6,638,323	1,220,106	731,252	96,720	375,084	87,432				11,148,917		11,148,917
4327 賃借料	1,608,243	279,883	106,169	52,586	744,732	54,174	9,960			2,855,747		2,855,747
4329 租税公課	5,280	720	7,200		10,800	7,200	11,800			43,000		43,000
4331 保守料	1,333,627	182,696	173,455	21,588	271,676	52,608				2,035,650		2,035,650
4332 渉外費	700,587	84,086	53,020	18,455	6,350	15,906				988,404		988,404
4333 諸会費	333,263	25,436	73,816	1,223	4,648	27,853	20,191		110,000	486,430		486,430
4335 雑費	192,676	35,777	58,620	38,092	44,159	17,464			2,860	390,088		390,088
0026 利用者負担軽減額	137,696		416						2,860	138,112		138,112
4441 利用者負担軽減額	137,696		416							138,112		138,112
0027 減価償却費	17,220,058	6,766,037	2,860,250	510,566	3,503,425	520,067	6,048			31,386,451		31,386,451
4451 減価償却費	17,220,058	6,766,037	2,860,250	510,566	3,503,425	520,067	6,048			31,386,451		31,386,451
0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	-3,813,190	-664,885	-727,307	-162,393	-189,017	-154,872				-5,711,664		-5,711,664
4461 国庫補助金等特別積立金取崩額	-3,813,190	-664,885	-727,307	-162,393	-189,017	-154,872				-5,711,664		-5,711,664
サービス活動費用計(2)	236,764,377	38,611,427	68,380,523	17,546,293	92,647,268	16,931,537	4,016,244		1,996,310	476,894,339		476,894,339
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	8,185,069	-4,798,049	12,071,887	1,657,257	-16,434,938	-18,957	-1,444,244		-1,996,310	-2,778,285		-2,778,285
0093 受取利息配当金収益	9,243									9,243		9,243
5821 受取利息配当金収益	9,243									9,243		9,243
0098 その他のサービス活動外収益	3,114,033		130,000		783,223					4,027,256		4,027,256
5871 受入研修費収益	20,800									20,800		20,800
5872 利用者等外給食収益					593,250					593,250		593,250
5873 退職給付引当預差益	2,254,769				189,973					2,254,769		2,254,769
5874 雑収益	838,464		130,000							1,158,437		1,158,437
サービス活動外収益計(4)	3,123,276		130,000		783,223					4,036,499		4,036,499
0038 その他のサービス活動外費用	22,250	2,625	255,178		761,900					1,041,953		1,041,953
4841 利用者等外給食費					711,900					711,900		711,900
4842 退職給付引当預差損	19,250	2,625	175,178							197,053		197,053
4843 雑損失	3,000		80,000		50,000					133,000		133,000
サービス												

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金の計上基準

職員の退職金支給に備える為、期末に在職する職員の自己都合による期末退職金要支給額を計上している

②賞与引当金の計上基準

職員の賞与支給に備え、次年度賞与支給見込み額の当期負担額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人では、独立行政法人社会福祉医療機構及び鹿児島県社会福祉協議会の退職共済制度を採用し、両退職共済制度からの給付金を退職金としている。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人は社会福祉事業のみを実施しているため、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人は拠点が1つなので作成していない。

(4) 社会福祉事業における拠点区分別計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人は収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

指定介護老人福祉施設

指定短期入所生活介護

指定通所介護

指定訪問介護

認知症対応型共同生活介護

居宅介護支援

在宅介護支援センター
本部

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	64,634,271	0	0	64,634,271
建物	363,883,578	0	25,544,402	338,339,176
合 計	428,517,849	0	25,544,402	402,973,447

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	1,375,000	120,613	1,254,387
構築物	17,318,774	13,775,707	3,543,067
車両運搬具	17,849,889	17,849,877	12
器具及び備品	91,478,429	80,175,609	11,302,820
ソフトウェア	12,485,000	2,705,083	9,779,917
合 計	140,507,092	114,626,889	25,880,203

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

特に無し

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

予備費流用額	1,620,000
(内 訳)	
器具及び備品取得支出	1,170,000
退職給付支出	200,000
燃料費支出	250,000
合 計	1,620,000

監査報告書

令和 4年 5月 24日

社会福祉法人 脩 寿 会
理 事 長 林 田 功 様

法人所在地 薩摩郡さつま町
紫尾字下ノ原 4077-1
法 人 名 社会福祉法人 脩 寿 会

監 事

監 事

設置施設名 アルテンハイム鶴宮園
介護老人福祉施設・短期入所生活介護・通所介護
訪問介護・認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援
電話番号 0996-59-8004

我々は、社会福祉法人脩寿会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務遂行の状況及び社会福祉法人脩寿会の財産の状況について、令和4年5月24日に監事監査を実施し、その結果は下記のとおりでしたので、ここに報告します。

記

1 法 人 関 係 問題点なし。

2 経 理 関 係 問題点なし。

経理規程及び社会福祉法人会計基準に基づき、適切な経理事務が行われているか確認を行いました。

その結果、計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

- 3 施設運営管理関係 問題点なし。
法令・通達等に基づき、適正に運営されている。今後とも利用者本位の事業展開を期待します。
- 4 職員待遇関係 問題点なし。
制度改正等の情報も共有されており、職員一人ひとりが役割や目標を持ち自主的・主体的に能力を発揮できる環境ができている。
- 5 入所者・利用者待遇関係 問題点なし。
施設関係の研修については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策によりオンライン研修を中心に実施されており、例年同様充実した内容となっている。更なるサービスの質の向上に努めていただきたい。
- 6 そ の 他 令和3年度中、県等の外部機関による指導監査等の実施は、9月21日に特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園の指導監査（書面）が実施され、おおむね適正に運営されていることを確認した。
今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を万全に講じ、施設運営に努めていただきたい。

社会福祉法人脩寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人脩寿会（以下「脩寿会」という。）の役員等の職にある者に対し支給する役員報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・評議員及び監事並びに外部委員をいう。

(報酬)

第3条 この規程の実施に関して必要な事項は、脩寿会定款第8条及び第21条に基づき法人の役員等に支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事長の報酬額は、月額100,000円とする。

3 理事長の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	6,000円	1,000円

2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	6,000円	1,000円

3 外部委員及び役員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員選任・解任委員会出席報酬等	6,000円	1,000円

4 交通費の実費が、実費弁消費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合、第4条第1項の規定により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合、第4条第2項の規定により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の指導監査への

立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合、第4条第1項の規定により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁消費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の退任慰労金品の支給)

第5条の2 役員等が任期満了又は任期途中で退任した場合、就任期数（任期満了）に応じて次のとおり退任慰労金品を支給することができる。但し、解任等に相当する場合は除くものとする。

2 任期中死亡の場合は、遺族に支給する。

就任期数		金品の相当額	花束の贈呈
理事・監事	評議員		
1期～2期	1期	1万円	○
3期～4期	2期	2万円	○
5期～8期	3期～4期	3万円	○
9期以上	5期以上	5万円	○

《参考》 理事・監事は任期2年、評議員は任期4年

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から適用する。

第5条2 (役員等の退任慰労金品の支給) の追加

社会福祉法人脩寿会役員（理事）名簿

No.	氏名	職歴・現職	選任要件	欠格事由	兼職状況	特殊関係者	任期
1	林田 功	医療法人 理事 長 理事	社会福祉事業の経営に関する 見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自 令 和 3 年 6 月 24 日 至 令 和 5 年 6 月 定 時 評 議 員 会
2	湯下 吉郎	施設長 理事	社会福祉事業の経営に関する 見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自 令 和 3 年 6 月 24 日 至 令 和 5 年 6 月 定 時 評 議 員 会
3	古川 徹二郎	理事	社会福祉事業の経営に関する 見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自 令 和 3 年 6 月 24 日 至 令 和 5 年 6 月 定 時 評 議 員 会
4	北野 日士	理事	社会福祉事業の経営に関する 見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自 令 和 3 年 6 月 24 日 至 令 和 5 年 6 月 定 時 評 議 員 会
5	山内 省吾	理事	社会福祉事業の経営に関する 見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自 令 和 3 年 6 月 24 日 至 令 和 5 年 6 月 定 時 評 議 員 会
6	小久保 優	理事	社会福祉事業の経営に関する 見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自 令 和 3 年 6 月 24 日 至 令 和 5 年 6 月 定 時 評 議 員 会

社会福祉法人脩寿会役員（監事）名簿

No.	氏名	職歴・現職	選任要件	欠格事由	兼職状況	特殊関係者	任期
7	木原 成孝	元J A 参事 監事	法人運営に必要な見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自令和3年6月24日 至令和5年6月定時評議員会
8	二階堂 清一	監事	法人運営に必要な見識を有する者	該当なし	無	該当なし	自令和3年6月24日 至令和5年6月定時評議員会

社会福祉法人脩寿会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ホ) 老人介護支援センター事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人脩寿会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するために、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4077 番地 1 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び別に定めるところにより、監査

報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、別に定める規程によるものとする。

(役員賠償責任)

第25条 理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第26条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第28条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下の事項及び別に定める事項については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を受けるものとする。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (4) 公益事業に関する重要な事項

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4077 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根鋼板葺平屋建特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園園舎 1 棟 (3,163.27 m²)
- (2) 鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4077 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園機械室 1 棟 (67.50 m²)
- (3) 鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4077 番地 1 所在の鉄骨造鋼板葺平屋建特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園車庫 1 棟 (56.70 m²)
- (4) 鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4077 番地 1 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 1 棟 (9.79 m²)
- (5) 鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4088 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根二階建アルテンハイム鶴宮園グループホームうらら 1 号館及びアルテンハイム鶴宮園ヘルプサービスステーション事務所並びにアルテンハイム鶴宮園居宅介護支援センター事務所 1 棟 (616.65 m²) 一階 (385.40 m²) 二階 (231.25 m²)

(6) 鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4088 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建アルテンハイム鶴宮園グループホームうらら 2 号館 1 棟 (377.24 m²)

(7) 土地

所 在 地	地 目	面 積
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4077 番 1	宅 地	9,004.04 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字吐合 4166 番 1	宅 地	509.00 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4077 番 3	用悪水路	32.00 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4072 番 6	鉱泉地	1.87 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4072 番 7	鉱泉地	1.44 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4071 番 2	宅 地	308.54 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4088 番 1	宅 地	1,887.50 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字下ノ原 4090 番 2	雑種地	1,266.00 m ²
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾字新地 4144 番 1	雑種地	908.00 m ²

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 4 3 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 5 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受け、鹿児島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 6 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第42条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承

認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) さつま町指定介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 居宅介護支援の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を、また、運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人脩寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	知識	修二
理 事	知識	玲子
理 事	荒木	貞夫
理 事	古川	徹二郎
理 事	岩切	一夫
理 事	吉留	芳幸
理 事	大野	照志
監 事	湯田	忠昭
監 事	徳留	ノブエ

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

但し、第43条第1項第1号については、鹿児島県知事の認可を受けた日から施行する。